

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第21回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成22年9月17日（金） 15:00～16:30

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）清水治，新関輝夫，永尾広久，野口郁子，山口幸雄（委員長）

（庶務）根占総務課長，東総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 議題

平成23年上半期の裁判官指名候補者に関する情報収集について

(1) 弁護士任官候補者について

(2) 再任（判事任命）候補者について

5 審議資料

63 裁判官指名諮問候補者に係る名簿等の送付について（通知） 添付省略

64 弁護士任官候補者の情報収集の依頼文書（所属弁護士会対応裁判所あて）

65 弁護士任官候補者の情報収集の依頼文書（担当事件係属裁判所あて）

66 弁護士任官候補者の情報収集の依頼文書（所属弁護士会対応検察庁あて）

67 弁護士任官候補者の情報提供の依頼文書（担当事件相手方弁護士あて）

68 弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供依頼文書（候補者本人あて）

69 弁護士任官候補者の情報提供の依頼文書（実情をよく知る弁護士あて）

70 判事再任（任命）候補者の情報収集の依頼文書（検察庁あて）

71 判事再任（任命）候補者の情報収集の依頼文書（弁護士会あて）

6 協議等

(1) 平成23年上半期の裁判官指名候補者（以下「指名候補者」という。）に関する情報収集について

庶務から、審議資料63のとおり下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）から指名候補者の情報収集を行い、その結果を11月12日（金）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨説明がされた。

ア 弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者及びその情報収集の方法について説明がされ、審議の結果、審議資料64から69のとおり弁護士任官候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、全委員が了承した。

イ 再任（判事任命）候補者について

庶務から、再任（判事任命）候補者及びその情報収集の方法について説明がされ、審議の結果、審議資料70及び71のとおり再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、全委員が了承した。

(2) その他

ア 指名諮問委員会の答申について（報告）

庶務から、次のとおり報告された。

(ア) 本年8月に司法修習を終えて判事補任官を希望する者（現行型司法修習第63期）について

最高裁から指名諮問委員会に対し、本年8月に司法修習を終えて判事補任官を希望する者（現行型司法修習第63期）を判事補に任命されるべきものとして指名することの適否について諮問され、9月8日に開催された同委員会において、任官を希望した4人について審議され、審議の結果、いずれも指名することが適当であると最高裁に答申された。

(イ) 平成22年度下半期の答申について

平成22年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者については、候補者80人のうち5人が出向により審議対象から外れたため、75人について判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、75人全員について指名することが適当であると最高裁に答申された。

平成22年10月期の弁護士任官候補者1人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、同人について指名することは適当でないと最高裁に答申された。

元裁判官から裁判官への任官候補者2人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが適当であると最高裁に答申された。

平成22年7月の出向からの復帰候補者1人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、同人について指名することが適当であると最高裁に答申された。

イ 委員から、指名諮問委員会における弁護士任官候補者の審議資料について、次のとおり意見が述べられた。

指名諮問委員会の第43回議事要旨によると、地域委員会が収集した情報のほかに「最高裁判所から提供された資料」に基づき、「判事補に任命されるべき者として指名することの適否について審議され」とあり、また、委員の1人から「最高裁判所から提供された資料」の一部について、地域委員会にも提供されるべきであり、地域委員会でも検討されるのが望ましいとの意見があったが、本件においてはその必要はないこととされた。この「最高裁判所から提供された資料」とは何なのか。また、本件において地域委員会に提供され、検討される必要がないとされた理由は何なのか。この資料の中に、地域委員会を経由することなく、直接、最高裁に情報提供されたものがあつたとすれば、そのような情報提供の在り方は、地域委員会の存在意

義を否定しかねないものであると考える。

これについて、説明者から、委員指摘の資料が具体的に何なのかは分からないが、弁護士任官の候補者の審議資料については、最高裁における面接の結果等、最高裁が地域委員会を経由せずに収集する資料はあると思われ、従前から指名諮問委員会の議事要旨に「地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき」審議された旨記載されているとの説明がされた後、協議され、次のような意見が出された。

- ・ 地域委員会は、候補者に関する情報をできるだけ的確に収集し、それを取りまとめ、指名諮問委員会に送付する機関である。地域委員会が情報の提供を強制できるものではなく、提供の方法も含めて、情報提供者の任意に委ねられているのであるから、仮に情報提供者の意思によって、地域委員会ではなく最高裁に情報提供されることがあったとしてもやむを得ない。
- ・ 本来、指名諮問委員会に情報提供されるべき情報が提供されないことの方がむしろ問題であり、どのようなルートで情報が提供されたかをあまり問題とすべきではない。
- ・ その地域で起きた事柄については地域委員会に情報提供されるべきであり、これについて地域委員会が全く知らないということは地域委員会の存在意義を危うくするものである。

ウ 委員から、指名諮問委員会（第４２回）における同委員会委員の発言について、次のとおり意見が述べられた。

- ・ 上記の指名諮問委員会の議事要旨に、「１０年分の所長による報告書の存在を踏まえてなお、十分な資料がないと言えるのか」、「所長の評価精度を高めるのが第一の課題であり、これを補う形で外部情報との突き合わせを行い客観性の高いデータを作っている」等の記載がある。これらは、議事要旨上、舌足らずな面もあるとは思われるが、外部情報ひいては地域委

員会を軽視するものであり、裁判官の再任審査手続の透明化、国民の意思を反映させるという制度趣旨から問題があると考えます。

- ・ 指名諮問委員会委員の発言は要旨であり、委員の真意が伝わっていないおそれもある。

エ 委員から、指名諮問委員会の第43回議事要旨の「札幌地域委員会のある委員から、弁護士会長への周知依頼文書に記載されている弁護士会が各弁護士から情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集を行うことは相当でない旨の申し添え部分を、将来的には削除してはどうかとの意見が出されたことが同地域委員会から当委員会に伝えられたことが報告された」との記載について、この意見に賛同する旨の意見が述べられた上で、当地域委員会でも同旨の意見を上げているにもかかわらず、札幌地域委員会だけが取り上げられたのはどうしてかとの疑問が出され、庶務から、当委員会の議事要旨（第17回）にも同様の意見が出たことを表記し、これをホームページに公開するとともに、指名諮問委員会の庶務にも送付している旨説明がされた。

オ 委員から、指名諮問委員会及び当委員会の議事要旨について、次のとおり意見が述べられた。

指名諮問委員会の第42回及び第43回議事要旨が大変詳細に記載されていることを評価したい。当委員会の議事要旨もさらに充実させたい。また、ホームページ上のタイトル（コンテンツ）についても工夫が必要である。

7 次回（第22回）の福岡地域委員会の期日が、次のとおり指定された。

11月5日（金）15：00